

## 船員保険福祉施設の在り方について

船員保険福祉施設については、「船員保険制度の在り方に関する検討会報告書（平成17年12月14日とりまとめ）」において、「特別会計改革における議論や、国が保有する公的施設の在り方に関する議論において、廃止・民営化などの整理合理化措置を進めるとともに、個々の施設ごとにみて真に必要と認められる施設の設置運営の在り方については、国以外の主体による管理・運営の方法も視野に入れて検討すべきである。」とされている。

今後、以下について整理が必要

- ・ 真に必要と認められる施設とはどのような施設か。（これ以外の施設は整理合理化措置の対象となる。）
- ・ 真に必要と認められる施設の設置運営のあり方をどう考えるか。

※設置運営の在り方については、制度の議論を踏まえて今後整理することとする。

- 真に必要と認められる施設については、福祉施設の設置目的を踏まえ、被保険者等の利用実態、社会環境の変化及び船員保険制度の財政状況からどのように考えるか。

（船員保険制度の設置目的）

船員保険の被保険者、被保険者であった者及び被扶養者等の健康の保持増進及び福祉を増進するため、船員の海上勤務の特殊性や被保険者等の要望を踏まえ、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供等を目的としている。

① 被保険者等の利用実態（平成17年度）について

- ・ 被保険者等の利用状況について、

宿泊施設では、比較的利用割合が高い施設として、鳴子保養所（58.9%）、焼津保養所（55.6%）があるが、全体の平均では17.4%である。

医療施設では、病院、診療所における利用割合の平均が1.2%、健康管理センターは平均3.8%である。

- ・ 経営状況について、

宿泊施設は、黒字経営の施設もあるが、全体としては、平成17年度で、約8,300万円の赤字となっている。（平成17年度に廃止した4ヶ所を含み、保養所14ヶ所分として交付した委託費の約6,300万円も含む。）

医療施設については、8施設とも黒字経営（全体で約264百万円の黒字）となっている。

※ 宿泊施設及び医療施設とも国有財産であるため固定資産税や減価償却費を考慮しない数字である。

② 社会環境の変化について

- ・ 宿泊施設、医療施設のいずれについても、福祉施設事業を始めた当時と比べると民間の施設が充実してきており、他の公的施設では、このような状況を踏まえて廃止・譲渡等を進めている状況にある。

③ 船員保険制度の財政状況について

- ・ 制度全体の財政状況としては、近年、黒字収支となっているが、福祉事業の財源となる保険料収入は被保険者数の減少等に伴い減少してきている。そのため、福祉施設等の維持・管理の経費負担を考慮し、施設の整理合理化を行ってきた経緯がある。

- ・ 現在、福祉事業のために保険料を徴収し、保養所に係る経営委託費及び施設の老朽化等に伴う改修工事費を支出している。(平成18年度予算 4.6億円)
- ・ 制度の統合の検討の中で、積立金不足への対応策の一つとして、福祉施設の整理合理化を進めるべきとの意見があった。

#### ④ その他

- ・ 船員の海上勤務の特殊性から、船員保険病院では洋上での病気や怪我が発生した際の医療助言等のための無線医療を実施している。比較的簡易な手法では液済会病院でも実施しているが、船員保険病院と同様な衛星回線を使用するシステムによる無線医療は他では実施されていない。

#### ○ このような状況を踏まえ、

- ・ 施設の老朽化に伴い、大規模改修や建替といった維持経費が必要と考えられるが、この費用負担の在り方についてどう考えるか。
  - ・ 宿泊施設については、船員の福祉を維持していく上で、ハード（施設）からソフト（利用補助）への転換といったことについても考えられるがどうか。(現在においても宿泊施設の整理合理化に当たり、民間の施設を代替施設として措置しており、利用料金の一部補助を行っている。)
  - ・ 病院については、今後、被保険者等の利用割合を踏まえて施設の必要性についてどう考えるか。
- といった点についての整理が必要と考える。